

令和7年2月14日

国土交通省による「建築保全業務労務単価」の令和7年度改定に伴う 対応について（お知らせ）

令和7年2月14日に国土交通省より令和7年4月から適用する建築保全業務労務単価について発表されました。

令和7年4月1日から履行開始予定の委託契約のうち、財政局契約第二課にて公告等の契約手続きを行うもので、建築保全業務労務単価を用いて積算しているものについては、令和7年2月14日に発表された単価に基づき積算を行っております。

なお、令和7年2月14日以前に公告された案件については、原則直接的に建築保全業務労務単価を用いた積算を行っておりません。

また、各区局にて契約手続きを行うもので、建築保全業務労務単価を用いて積算している案件についても、順次令和7年2月14日に見直された単価を適用してまいります。個別の案件において適用単価が不明な場合には、質問書による質問を行うなど、直接発注担当課にお問い合わせください。

財政局契約第二課委託契約係
橋本、平野、岩崎 電話：671-2186